

平成30年9月28日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

鈴鹿亀山地区広域連合長 末松則子

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出について（通知）

平素は、介護保険制度に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月2日付で、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」について公布があり、平成30年10月1日より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、「居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。」とされました。

つきましては、下記のとおり、該当する居宅サービス計画を作成する場合は、鈴鹿亀山地区広域連合に届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

2 届出時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画（軽微な変更を除く。）で、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、作成又は変更した月の翌月末日までに届出てください。

3 提出書類

- (1) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出書
- (2) 基本情報の写し
- (3) アセスメント表の写し
- (4) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※ 「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※ 「第5表」は、生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみ。

※ 「第6表」「第7表」は、当該計画に基づく利用の初月分のみ。

4 提出方法 鈴鹿亀山地区広域連合へ原則持参してください。

5 その他

- ・ 居宅サービス計画届出後、居宅サービス計画を作成した介護支援専門員，地域包括支援センター職員，介護保険課職員を構成員とする検討会議を開催し，検証を行います。日時・開催場所等については事前にお知らせいたします。
- ・ 認定申請中の場合には，認定結果が確定してから届出してください。
- ・ 給付実績により未届であることを確認した場合等には，届出を求めることがあります。

《参考》

- ・ 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について
(平成30年5月10日老振発0510第1号 介護保険最新情報 vol.652)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成11年厚生省令第38号)

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課給付グループ

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所西館3階

電話 059-369-3201

FAX 059-369-3202